

入管庁警第52号
令和2年3月31日

入 国 者 収 容 所 長 殿
地 方 出 入 国 在 留 管 理 局 長 殿
地 方 出 入 国 在 留 管 理 局 支 局 長 殿

出入国在留管理庁長官 佐々木 聖 子
(公印省略)

被収容者の健康状態の把握及び拒食事案への対応について（通達）

被収容者が拒食した場合には、平成13年11月2日付け法務省管警第241号「拒食中の被収容者への対応について（通達）」（以下「平成13年通達」という。）に基づき対応することとしているところですが、近時、常勤医師が配置されるべき官署においてこれを確保できない状態の下で、平成13年通達の定める要領に基づく強制的治療の実施が容易ではない状況となっています。

このような状況に鑑み、今般、平素から被収容者の健康状態の把握や治療拒否等の兆候の早期発見に一層留意するとともに、常勤医師が配置されていない官署等における平成13年通達の実施等に関する指針を示すため、今般、下記の要領を定めましたので、以後、これらの要領に基づき、被収容者の人権を尊重しつつ適正な運用に努められたく通達します。

記

1 平素における被収容者の健康状態の把握

(1) 入国者収容所長、地方出入国在留管理局長又は地方出入国在留管理局支局長（以下「所長等」という。）は、新たに収容した被収容者に対する被収容者処遇規則第8条の規定による健康診断のほか、収容期間が6か月を超えることとなった場合は、6か月に1回以上定期的に健康診断を実施するように努める。健康診断の項目は、体重測定のほか、血圧の測定、医師の問診など健康状態の把握のために必要なものとし、その結果は、被収容者診療簿等に記録する。

なお、早期の送還が具体的に見込まれる者については、送還までの間に健康診断を実施しないこととすることもできるが、早期の送還の見込みが立たなくなった場合は、速やかに健康診断を実施するように努める。

(2) 収容期間が3か月を超えた被収容者については、3か月ごとに体重測定を実施し、被収容者名簿にその結果を記録する。

(3) 被収容者が健康診断又は体重測定を拒否する場合、看守勤務者又は診療室医療従事者において、健康状態の適切な把握のためにこれに応じるよう説得する。説

得に応じず拒否した場合は、その状況を記録しておき、当該拒否の状況等を踏まえて、それ以降の当該被収容者の健康状態の把握等に留意するとともに、速やかな送還による収容の解消に努めること。

なお、診療室への移動を拒否する被収容者について、必要があると認めるときは、診療室の医師（非常勤医師を含む。以下同じ。）とも相談の上、診療室の医師が当該被収容者の居室へ赴いて視診を行うなど、適宜の方法により当該被収容者の健康状態の把握に努めること。

- (4) 被収容者が健康上の問題があるにもかかわらず医師による診療を拒む場合も、(3)と同様に対応すること。

2 拒食事案への対応

- (1) 被収容者の拒食を認知した場合は、官署幹部及び関係部門が連携して拒食の早期終了に向けた取組を行うこと。

特に、拒食は生命の危険あるいは重大な後遺症等の健康上の危険を生じさせる行為であり、直ちにやめるべきである旨の説得を、看守勤務者と診療室医療従事者が協力して適切に行うようにすること。

また、様々な角度から拒食の中止に向けた働きかけを行うため、まずは拒食の理由及び自らの意思により出国するか否かにつき本人から十分聴取した上で、その結果を踏まえつつ、平素本人の処遇を担当している看守勤務者とは異なる職員による説得を試みたり、適切な場合、親族・知人、同国人や大使館職員等との面会や通話の場も利用した説得を行うこと。

官給食を拒食する被収容者の中には、購入品等、官給食以外の飲食物は摂取するという者もいることから、当該被収容者が官給食以外の飲食物の摂取に応じるようであれば、これによる栄養補給を積極的に促すこと。

拒食が短期間にとどまらず継続する場合は、官署幹部が診療室の医師と直接相談を行うなどして、拒食者の健康状態や精神状態等に応じた適切な対応方を協議すること。

- (2) 臨床心理士等によるカウンセリングを積極的に実施し、拒食者の心情の安定に努めるとともに、拒食者が何らかの精神疾患を有する可能性について医師に意見を求め、その結果をも踏まえて必要と認める場合には、速やかに精神科の受診も行うこと。

- (3) 各官署においては、平素から、診療室の医師に対し、平成13年通達に基づき、必要な場合には強制的治療を実施し得ることを説明し、理解を求めること。

また、適切な場合、外部診療を依頼する病院等についても、拒食者（特に、治療を拒否する拒食者）に係る治療方針の確認に努めること。

診療室の医師が前記の説明に理解を示し、又は外部の医師が拒食者に対する治療につき特に積極的・協力的であると認められるときは、本庁出入国管理部警備課にその旨を報告すること。

- (4) 前記(3)の説明等の結果、診療室の医師による強制的治療又は外部の医師による積極的対応が可能と認められる官署においては、強制的治療を含む平成13年

通達の定める要領に基づく対応（外部の医師等の指導を受けて行うこれに準じた対応を含む。）を行うことを基本としつつ、医師とも相談の上、拒食者の健康状態や各官署の実情に応じた適切な対応を行うものとする。

なお、平成13年通達のとおり、医師が強制的治療を必要と判断した場合でも、拒食者が治療行為を拒否するときの、治療行為実施の最終的な決定は、所長等の指示によるものとする。

- (5) 前記(4)の強制的治療のほか、治療を拒否したことがある拒食者であっても、当該時点においてその者が治療を拒否する旨の明示的な意思を示しておらず、かつ、点滴等による栄養補給処置が不可欠と医師が認める場合には、その者の明示的な意思に反しない限度における当該処置の実施について医師に相談し、医師の判断に基づきこれを実施すること。ただし、当該処置の実施中にその者が当該処置を拒否する旨の明示的な意思を示した場合は、当該処置を中止することの可否について医師に相談し、医師の判断に基づき適切に対応すること。

なお、当該処置の実施については、事前に所長等の了承を得ること（緊急その他の事情によりやむを得ないときは、事後に所長等に報告すること。）。

- (6) 前記(4)の官署以外の官署において拒食事案が発生した場合において、関係官署の収容状況、前記(3)の報告内容その他の事情を考慮して相当と認めるときは、本庁出入国管理部警備課が当該拒食者の収容先を前記(4)の官署に変更するための調整を行うことがあり得るので、そのような場合、関係官署は同課に相談されたい。

- (7) 常勤医師が配置されていない官署では、平成13年通達の要領が定める強制的治療の実施が実際上困難であることが多いことを踏まえ、より早期の段階から、摂食指導、栄養補給処置、外部医療機関での診察等の柔軟かつ積極的な対応を執るよう努めること。

特に、当該被収容者が従前から1(3)又は(4)による動静監視等の対象者である場合は、拒食のみならずかたくなな治療拒否も継続し得ることを想定し、特に早期からの積極的対応を試みること。

- (8) 診療室の医師が不在である場合等において、拒食者の体調が悪化していることなどにより、速やかに医療上の措置を要すると認めるとき（その要否の判断に迷うときを含む。）は、直ちに、救急車の出動を要請し、又は外部病院で診療を受けさせること。

- (9) 拒食者については、拒食中においても拒食終了後においても、その健康状態等も考慮しつつ、速やかな送還による収容の解消に努めること。

3 留意事項

- (1) 被収容者に対しては、平素から、適切な機会を捉えて、拒食の危険性を周知すること。
- (2) 各官署における業務を通じて得られた、拒食者の健康状態の推移又はこれに対する医療的対応に係る事例又は知見であって、全庁的に共有することが相当と思料されるものについては、適宜の方法により、本庁出入国管理部警備課まで報告

されたい。

また、同課においても、こうした事例又は知見に関する情報を適宜各官署に提供していくこととしているので、その場合は、各官署における関係職員に適切に共有されたい。